

国分寺市 農業委員会だより

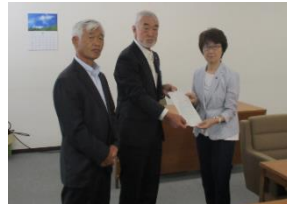
発行 国分寺市農業委員会 〒185-8501 東京都国分寺市戸倉1-6-1 TEL042-325-0111 (内線394)

市長・議長へ意見書を提出

農業委員会では、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、農地等の利用の最適化に関する事項について、8月20日に市長と議長宛に「国分寺市農業・農地に関する意見」を提出しました。意見の概要は下記のとおりです。



▲市長へ提出



▲議長へ提出

1 鉄骨ハウスの設置について

農業経営の発展や災害時における被害を最小限に抑えることを目的に、鉄骨ハウスを導入したい旨の要望が市内農家より複数寄せられているため、現在は鉄骨ハウスを導入できない用途地域においても、設置を認めること。

2 農地法による転用の届出が行われている農地の生産緑地地区指定

- ・「指定を希望する農地等の所有者につき1回」という要件を緩和すること。
- ・農業従事者に関する年齢要件を緩和すること。

3 農畜産物の販路拡大に向けた取り組みについて

地産地消の更なる促進と市内産の農畜産物の販路拡大に向けて、農業に関わるイベントの開催や国分寺駅等で農畜産物を販売する場所を提供すること。

4 有害鳥獣対策の強化について

近年の有害鳥獣による被害は、農業生産はもとより都市住民の生活環境にも影響を及ぼしている。市内の被害状況について実態を把握すると同時に、有効な対策を構築すること。

今年度も地区別懇談会を開催します！

今年も地区別懇談会を実施します。特定生産緑地制度や都市農地の貸借の円滑化に関する法律について講演・説明を行います

特定生産緑地制度について、これまでの説明会等に出席されていない方はこの機会に必ずご出席ください。

11月8日(金) 共益東部公会堂
11日(月) もとまち公民館 視聴覚室
12日(火) 西町プラザ 会議室
15日(金) JA東京むさし国分寺支店 2階ホール
※ 時間は各会場午後6時～8時頃

1 農地利用状況調査報告 農業委員会事務局

2 特定生産緑地制度及びスケジュール説明 市まちづくり計画課

3 東京都農業会議による下記内容の講演

- ・特定生産緑地移行に係る都内自治体での取組
- ・貸借円滑化法による事例紹介や貸借する際の注意点
- ・農業委員会委員の改選に伴う都内農業委員会の体制

第38号の主な内容

- 2P 農業委員会の改選について
- 3P 特定生産緑地制度について
- 4P お知らせ等

農業委員会の改選について

平成28年の農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会委員の選出方法が大きく変更となりました。**現在の委員の任期は3年間で、令和2年7月19日までです。**

今回は次期農業委員会委員の選出について、スケジュール（予定）や農業委員会の活動についてお知らせします。募集の詳細は1月上旬までに市報・市HP等でご案内する予定です。

農業委員会の業務とは？

農業委員会は農地関係法に定める法令業務の他、農地等の利用の最適化の推進、調査、情報活動等の様々な活動を実施しています。

任期：3年間

⇒次期は令和2年7月20日～令和5年7月19日

報酬：月額45,000円（会長職は57,000円）

定数：15人

現農業委員会の委員構成			
定員及び実数15人			
農業者		中立委員	
13人	うち女性 1人	2人	うち女性 1人

■主な職務内容

(1) 農業委員会総会（毎月20日／月1回）

(2) 農地調査

- ・各種証明の発行に伴う農地の現地調査
- ・農地利用状況調査
- ・生産緑地追加指定に係る調査 等

(3) 研修の開催及び参加

- ・農業委員会主催地区別懇談会の開催
- ・東京都農業会議主催の会議や研修会への参加

(4) 農業振興施策に係る事業

- ・農ウォーク／ふれあい視察見学会
- ・市民農業大学への講師派遣

(5) 調査及び情報提供

- ・農作物生産状況調査／農地台帳記載事項調査
- ・地域の農業者からの相談受付



地区別懇談会



農ウォーク

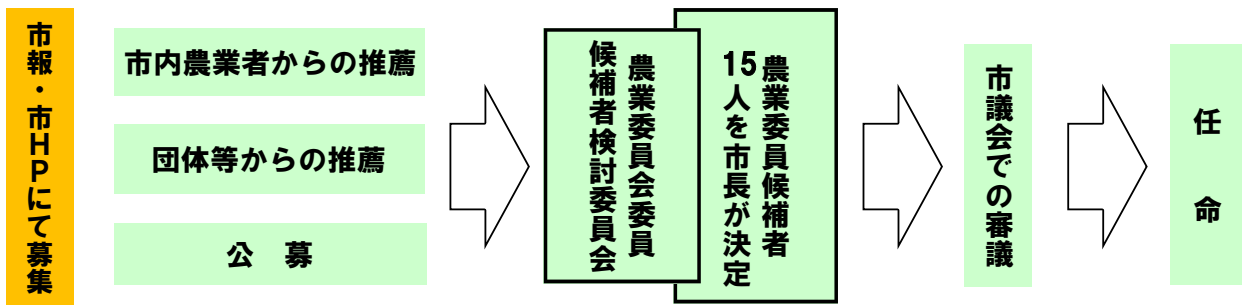


農地利用状況調査



農業者の表彰事業

令和2年7月20日改選に向けた流れ（予定）



令和2年1月

3月

6月

7月20日

特定生産緑地制度の指定申請の受付開始

市まちづくり計画課より、令和元年8月下旬に指定の申請をするための指定申請書及び同意書を送付しました。

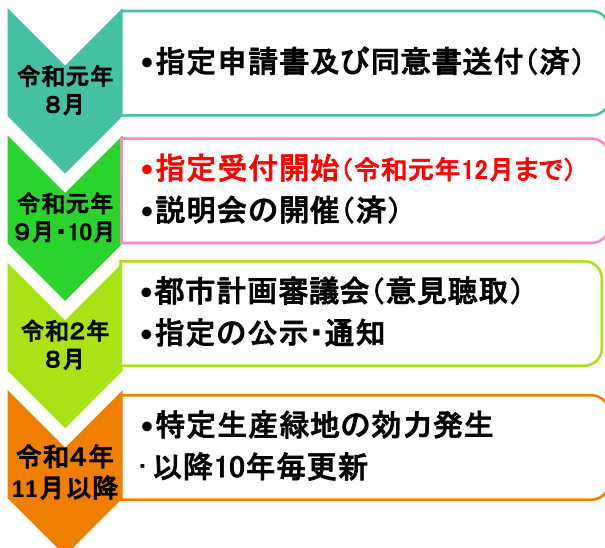
手続きは一定の期間がかかります。お早目に手続きをお願いします。

特定生産緑地の指定とは…

特定生産緑地制度は、現在の生産緑地の指定告示から30年を迎える前に買取申出の開始時期を所有者等が自らの意思により10年延長する制度です。

特定生産緑地に指定しない場合は固定資産税が段階的に宅地並み課税に移行するほか、新たに相続税納税猶予制度の適用が受けられなくなります。

平成4年指定の場合のスケジュール(予定)



※左記は今年度のスケジュール(予定)の概要
※書類の送付や申請の受付は今後複数回行う予定

【注意】相続税納税猶予の適用を受けている農地について

相続税納税猶予制度の適用農地についても、特定生産緑地への指定手続きは必要です。

指定を行わない場合…

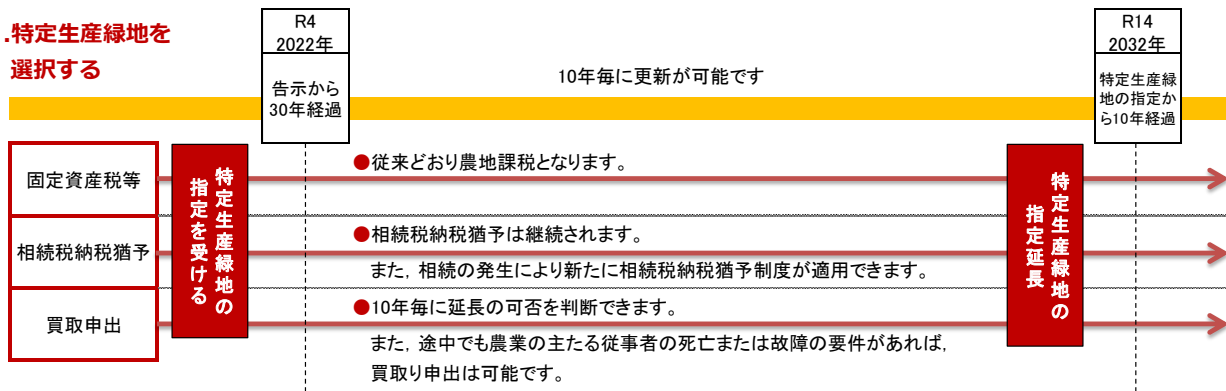
- 固定資産税が段階的に上がる一方、相続税納税猶予適用農地は終生営農が要件であるため、農地として管理する必要(※)があります。
- 新たに相続が発生した際には、相続税納税猶予制度の適用を受けることはできません。

※相続税納税猶予適用農地において農業経営を廃止した場合

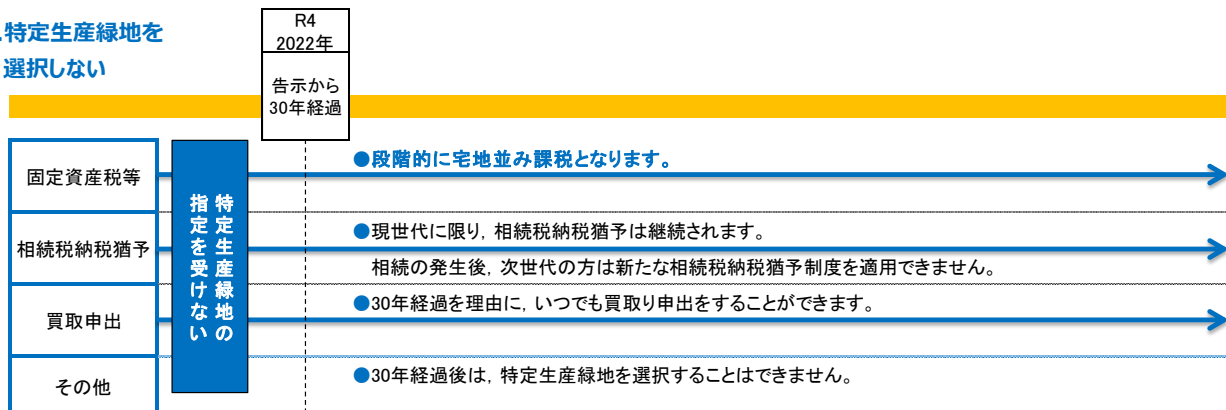
⇒期限の確定となり、猶予された納税額に利子税を付して支払う必要があります。

適用農地が分からない場合、農業委員会事務局にお問い合わせください。

1. 特定生産緑地を選択する



2. 特定生産緑地を選択しない





第16回農ウォークを開催しました

今年の農ウォーク（7/6開催）は、例年を上回る50人の参加者と共催団体の農業者等が7軒の農家を見学しました。歩きやすい天候に恵まれ、参加者一同、元気に畑歩きを楽しみました。

見学後の懇談会で出された感想の中で目立っていたのが

- * 今まで気づかなかった身近なところに、これほどたくさん農地があることに驚き、感動した。
- * 農地に入って生産の様子を直接見聞きできたのは貴重な体験だった。
- * 鳥獣害のことなど、苦労話も聞けて農業に理解を深めるきっかけになってよかった。

などで、今後は地元の農畜産物を積極的に購入したいという声も多く聞かれました。他にも「こくベジ」という名称がもっと馴染まれ、地元以外でも知名度が上がるような工夫がほしい、という意見も出ています。今後も農ウォークを通じて更に多くの市民に国分寺農業を知ってもらえるよう期待しています。

編集委員 金谷 こずえ



▲多様な経営を行う7軒の農家さんを訪問！



▲多くの方にご参加いただきました♪



▲今回はジェラートアイスの試食も！



農地利用状況調査を実施

農地法第30条第1項の規定に基づき、今年度も市内を5地区に分け、農業委員や事務局・市まちづくり計画課が市内全域の農地の利用状況を調査しました。

この調査で適切な肥培管理がされていない農地については指導を行います。農地が適切に肥培管理されていないと、周辺環境へ悪影響を及ぼすだけでなく、税制などの優遇制度等に対する何のいわれもない批判を招く恐れがあります。

農地を所有の皆様は引き続き適切な肥培管理をお願いします。



農作物への鳥獣害被害調査

昨今、市内でハクビシン等の鳥獣により、農作物への被害が出ていることが確認されています。

現在、被害の実態を把握するため、JA東京むさし国分寺支店と農業委員会にて調査を行っています。被害を受けた方については、JA東京むさし国分寺支店指導経済課へ被害の報告を行っていただきますようお願いいたします。なお、農業委員会では、市長及び議長へ意見提出を行い、鳥獣害被害の現状把握と対策を求めています。

※ 現在報告が多く挙がっている被害
トウモロコシ（ハクビシン等）
ブルーベリー（インコ等）



各調査にご協力を！

農業委員会では、10月上旬より下記調査について配布を行っています。ご協力をお願いします。

■農作物生産状況調査（一部対象者）

東京都が実施、農業経営面積が10a以上の農家を対象として、作付面積や生産量の調査を行います。

■農地台帳記載事項調査（全農家対象）

全農家を対象に農業委員会が従事者や従事日数等を確認し、台帳を整備することを目的として実施します。各種証明発行の審議材料にもなります。

■都市農地保全調査（全農家対象）

経営の概況や貸借円滑化法を活用し、農地を貸借したい意向を情報収集するために実施します。



農業祭に農業委員会コーナーを設置

11/4
(月・祝)

「国分寺市農業祭」では農業委員会による「農業なんでも相談」を実施しています。農業に関することは何でもお気軽にご相談ください。

また、農業委員会活動のPRとして、お立ち寄りいただいた方に花や野菜の種を配布します。

